

生活騒音防止に関する配慮すべき指針

現 行	改正案
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第147条の規定により、生活騒音防止に関する配慮すべき指針を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">施行 平成15年4月1日</p> <p>市民は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全のため、必要に応じて次のような配慮等を行なうとともに、地域における生活騒音防止のルール作りに努めるものとする。</p> <p>また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする （1から3まで省略）</p> <p>4 防止指針値</p> <p>生活騒音を防止するため、1及び2の目安となる指針値は横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第38条に準じるものとして、別表に定める。</p>	<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第147条の規定により、生活騒音防止に関する配慮すべき指針を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">改正施行 平成31年4月1日</p> <p>市民は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全のため、必要に応じて次のような配慮等を行なうとともに、地域における生活騒音防止のルール作りに努めるものとする。</p> <p>また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする （1から3まで省略）</p> <p>4 防止指針値</p> <p>生活騒音を防止するため、1及び2の目安となる指針値は横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第38条に準じるものとして、別表に定める。</p>

別表1 家庭用機器・音響機器騒音防止の目安となる指針値（単位：dB）

時 間 地 域	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 (午前6時から 午前8時まで) 夕 (午後6時から 午後11時まで)	夜 間 (午後11時から 午前6時まで)
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55

現 行	改正案
<p>(備考1及び備考2省略)</p> <p>3 騒音の測定地点は、被害を受ける住居等の敷地境界線とする。</p> <p>4 騒音の測定方法は、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第38条に定める別表第13に定める方法に準ずるものとする。</p>	<p>(備考1及び備考2省略)</p> <p>3 騒音の測定地点は、騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線とする。</p> <p>4 騒音の測定方法は、規則第38条に定める別表第13に定める方法に準ずるものとする。</p>